社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会
福祉用具貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、身体障がい児・身体障がい者や高齢者等に介護用ベッド・車いす等（以下「福祉用具」という。）の貸出を行うことにより、日常生活の充実及び社会参加の促進と家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

（利用者）

第３条　福祉用具の利用ができる者は、府中市に在住し次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）要介護認定で要支援１、要支援２及び要介護１、要介護２と認定された者

（２）身体障害者手帳を所持している者

（３）その他やむを得ない理由（ケガ、疾病等）により、福祉用具を必要とする者

（利用の申請及び決定）

第４条　利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、福祉用具借用申請書又は車いす短期借用申請書を市社協に提出しなければならない。

（福祉用具の故障及び故障に伴う損害賠償請求）

第５条　消耗的な故障による修理費は、利用者又は申請者（以下「利用責任者」という。）の申し出により市社協が負担する。その他の故障は、利用責任者が実費を弁償しなければならない。

２　利用責任者は、福祉用具の利用に際して極力貸出時の状態を保つよう心がけなければならない。

３　利用責任者は、福祉用具の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償請求権を市社協に対して行使しないものとする。

（長期貸出及び短期貸出）

第６条　長期貸出の終了日は、当該年度の９月末又は３月末までとする。
ただし、借用期間の終了日が決まっている場合は、この限りではない。

２　短期貸出は、１か月を限度とする。この１か月とは借用期間の開始日の翌月の前日までとする。

３　長期貸出及び短期貸出ともに、返却日は借用期間の終了日の翌日とし、その日が休日に該当するときは、翌市社協営業日とする。

（貸出料金）

第７条　貸出料金は以下のとおりとする。

（１）	介護用電動ベッド	月	５００円
（２）	車いす（長期）	月	５００円
	車いす（短期）	週	１００円

ただし、生活保護世帯については、無料とする。

２　介護用電動ベッドの貸出を希望する利用責任者は、各自でマットレスを用意するものとする。
３　介護用電動ベッドの貸出において搬入・搬出を希望する利用責任者は、市社協が指定する業者に以下のとおり料金を支払うものとする。
（１）搬入料　　２，０００円
（２）搬出料　　２，０００円
４　貸出料金の計算に当たっては、借用期間を用いるものとする。
５　長期貸出の月数は、暦に従って計算し、１月未満のときには、１月に切上げるものとする。１月以上の場合で１月未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。
６　短期貸出の週数は、暦に従って計算し、１週未満の端数が生じたときには、すべて切り上げるものとする。
７　利用責任者は、福祉用具を長期で利用する場合、借用申請時に貸出料金を全額納付しなければならない。もし借用期間終了前に返却があった場合には、料金の再計算を行い、過納分については返金をする。
８　短期の貸出料金については、福祉用具返却時に納付しなければならない。
（譲渡等の禁止）
第８条　利用責任者は、借用を受けた福祉用具を、第三者に譲渡し、貸与し、交換し又は担保に供してはならない。
（福祉用具の返却）
第９条　利用責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、福祉用具を直ちに返却しなければならない。
（１）介護認定審査会において要介護３以上と認定されたとき。
（２）府中市外へ転出するとき。
（３）入所・入院したとき。
（４）死亡したとき。
（５）福祉用具の利用を中止するとき。
（６）福祉用具を損傷したとき。
（疑義等の決定）
第１０条 この要綱に定めのない事項については、市社協会長が決定するものとする。

附　則
１　この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。
２　介護機器貸与事業実施要綱（平成９年４月１日施行）は廃止する。
附　則
この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。